

## 質問回答

2016年11月2日

「パレスチナ難民キャンプ改善プロジェクト」

(公示日：2016年10月19日 / 公示番号：160811)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 4頁 第5プロポーザルに記載されるべき 事項 2 業務の実施方針等 注1)	「(1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下と してください。」とあります。本件のような規模の案件 では40ページ以下とする場合が多いかと思われま すが、20ページ以下で間違いはないでしょうか。	20ページ以下で間違いありません。
2	業務指示書 14-15頁 5. 実施方針及び留意事項(5)パイロ ット事業	1)インフラ系パイロット事業の設計等業務について 再委託することが認められているが、再委託の 内容は何かご教示いただきたい。設計、施工監 理と考えてよろしいか？ 2)再委託費は、パイロット事業本体の額・内容が決 まらないと算出できず、また現地から見積もりも 取り付けられない。この状況で、設計と施工監 理、それぞれの再委託費はどう積算すればよろ しいか？再委託費の目安をご教示いただきた い。 例えば直接費1500万円規模と仮定して、その3 割に相当する450万円を設計と施工監理、それ ぞれの再委託費(小計900万円)として計上して よろしいか？	1)インフラ系パイロット事業に係る「設計・積算業 務」について、現地再委託を認めることとする。 2)ただし、1)の現地再委託費については、業務開 始後、パイロット事業本体の内容・金額が確定した 段階で契約変更にて契約に含めることとし、プロポ ーザル提出時の見積には、含めないこととする。

3	<p>業務指示書 18 頁 6.(9) 現行の計画策定プロセスのレビュー</p>	<p>・第一次詳細計画策定報告書第二章 2.にて、UNRWA によるコミュニティ参加型事業が実施済・実施中の6キャンプは、調査対象キャンプ検討の最初の段階で除いたとあるが、アクバット・ジャバルを含む調査対象6キャンプでは、これまで UNRWA ないし他ドナー/NGO 等の支援にて何らかの参加型キャンプ改善計画作成・事業選定を経験したことがないという理解でよいか。</p>	<p>アクバット・ジャバル難民キャンプを含むこれまでの調査対象6キャンプでは、参加型キャンプ改善計画作成・事業選定が行われたことはありません。</p>
4	<p>同 18 頁 6. 業務の内容(9)対象キャンプにおけるキャンプ改善計画策定支援 現行の計画策定プロセスのレビューと課題の特定 R/D 添付資料 Annex II Tentative Plan of Operation の p.3 Monitoring の Baseline Survey</p>	<p>指示書では「1 年目の対象キャンプであるアクバット・ジャバルについては、原則、JICA が実施した委託調査の成果を活用する」と記載されている。一方、POでは初年度最初の2ヵ月でベースライン調査をする予定となっている。</p> <p>1)これは、JICA 委託調査とは別に、ベースライン調査を実施する想定であろうか？ 2)その場合、再委託調査費として、指示書記載の210万円×2件ではなくて210万円×3件としてよしいか？</p>	<p>1)アクバットジャバル難民キャンプでのベースライン調査についても、コンサルタントが実施することとします。 2)アクバット・ジャバル難民キャンプベースライン調査の再委託調査費用として50万円を計上してください。その他2難民キャンプでの社会調査は、指示書通り、ベースライン調査を含めて210万円×2件としてください。</p>
5	<p>同 18 頁 6. 業務の内容(9)対象キャンプにおけるキャンプ改善計画策定支援 「キャンプ改善プラットフォーム」の設置、及び 当該キャンプのキャンプ・プロフィールの作成</p>	<p>1)「キャンプ改善プラットフォーム」のメンバーは仕事を持っている人たちも含まれる可能性があるか？ 2)その場合、キャンプ・プロフィール作成に従事することができるのか？ 3)メンバーが本来の業務/仕事を離れて同プラットフォームの活動に従事することへの謝礼は発生しないか？ 3)発生する場合、謝礼を本見積りに計上する必要</p>	<p>1)「キャンプ改善プラットフォーム」のメンバーは仕事を持っているメンバーも半分程度含まれると考えてください。 2)女性グループやCBOを本業として運営している者は日中も動くことは可能です。その他のメンバーは夜や休日を使って活動することになります。 3)キャンプ内CBOや住民委員会の活動はすべて無償のボランティアなので、謝礼は発生しません。</p>

		<p>があれば、貴機構現地事務所所定額を教えてください。あるいは具体的メンバーが決まったのち、謝礼が発生する場合の経費増額について打合せ簿等で対応いただけるか？</p>	
6	<p>同 18 頁          6. 業務の内容(9)対象キャンプにおけるキャンプ改善計画策定支援「キャンプ改善プラットフォーム」の設置、          同 18 頁          6. 業務の内容(10)上記(9)に付属する支援 対象キャンプでのグッドプラクティス視察、          同 22-23 頁          6. 業務の内容(12)上記(11)に付属する支援 予算獲得・ファンドレイジングに関する研修の実施</p>	<p>グッドプラクティス視察(p.20)及び予算獲得・ファンドレイジングに関する研修の実施(p.22-23)では、全19キャンプからも参加者が想定されている。JICA 支援対象以外のキャンプから視察や研修に招く際、支援対象外キャンプでは、キャンプ改善プラットフォームがまだ存在しない中、参加者の選定は DoRA に任せるといふことによろしいか</p>	<p>選定基準については、プロジェクトにて予め DoRA と協議することを想定しています。</p>
7	<p>業務指示書 20 頁          6.(10) 2年次以降の対象2キャンプの選定</p>	<p>・第一次詳細計画策定報告書第二章 2.にて、調査対象6キャンプ絞り込みの経緯が記されており、1年目から支援するアクバット・ジャバルは6キャンプのうちの一つであるが、本プロジェクト対象他2キャンプは、調査対象他5キャンプの中から選ばれる可能性が高いと理解する。5キャンプのうち3キャンプは西岸北部に位置するが、DoRA の強い希望により2年目以降の支援対象として北部のキャンプが選定された場合、安全管理面で特に留意する点、また見積りにて考慮しておく点等があればご教示いただきたい。</p>	<p>2年目以降の対象キャンプについても、安全管理面を重視して選定を行います。JICA パレスチナ事務所が定める安全対策基準に従い行動をしていただき、特に難民キャンプ内の安全対策については UNRWA のエリア・オフィサーやキャンプ・オフィサーとも密に情報を共有して事業を進めることとなります。安全対策についての特別な見積もりは必要ありません。ただし、北部を通行する際には飛散防止ガラスフィルムを装着した車両の使用を原則としていることから、プロジェクトで使用する車両には飛散防止ガラスフィルムを装着します。</p>

			<p>なお、パレスチナ事務所にて車両の調達手続きを開始しており、2017年2月末までには調達が完了する予定です。</p>
8	<p>業務指示書 20 頁 6. 業務の内容 (10) 第三国又は本邦における研修の実施</p>	<p>「第三国又は本邦」とありますが、第三国研修と本邦研修の両方を提案することは本プロジェクトの予算措置的に可能でしょうか。また、現段階では実施規模が未確定ということで、提案書段階での研修に関わる経費の見積は不要(プロジェクト開始後に契約変更にて追加)という理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>第三国研修と本邦研修の両方を実施することは予算措置的には可能です。 提案書段階での研修に関わる経費の見積は不要です。</p>
9	<p>同 21-22 頁 6. 業務の内容(11)対象キャンプにおけるキャンプ改善事業実施支援 キャンプ改善計画に基づく優先事業の選定(再確認)</p>	<p>1)生計向上パイロット事業費予算 200 万円×3 件は、生計向上パイロット事業の内容によっては再委託費を含めてもよろしいか？</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
10	<p>業務指示書 22 頁 6.(11) 優先事業の選定</p>	<p>・見積りに計上する「非インフラ系事業」は生計向上関連事業と考えてよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
11	<p>業務指示書 24 頁 (10)上記(9)に付属する支援 対象キャンプでのグッドプラクティス視察の実施 対象外キャンプを含めた全キャンプ向けワークショップの開催</p>	<p>・グッドプラクティス視察の実施のためには、19 キャンプからアクバットジャベル+2 キャンプへの難民の方々の移動が発生します。また、全キャンプ向けワークショップの場合は、各キャンプからラマッラへ難民の方々の移動が発生します。このようなキャンプ難民の方々の移動に関して、許可証が求められるなどの制約はないでしょうか？</p>	<p>パレスチナ西岸地区内においては「難民」ステータスであることを理由とした移動の制限はないため、特別な許可証は必要ありません。</p>

12	<p>業務指示書 28 頁 3. 業務実施上の条件 5. 機材</p>	<p>「本プロジェクトでは、コンサルタントが調達する機材は特に想定していない。」とありますが、R/D(3 ページ)では日本側投入の中に機材が明記されています。それには、車両、パソコン、プリンター、その他機材と記載されています。これら機材はすべて貴機構が調達するのでしょうか。それとも車両のみ貴機構による調達であり、その他の機材はコンサルタントチームが調達するという事で、本見積りに計上するという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>コンサルタントチームが、パソコン、プリンターを調達することとします。200 万円を本見積りに定額として含め、その他にあれば提案してください。車両については、JICA 事務所にて調達を行います。</p>
13	<p>業務指示書 29 頁 7. その他の留意事項 (2) 安全配慮事項</p>	<p>衛星携帯電話等の安全対策に関わる機材については、価格競争に相当ではないため、別見積りとするという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>安全対策に必要な経費があれば、別見積りとしてください。 なお、パレスチナ自治区西岸地区では衛星携帯電話は通常使用しておらず、通常の携帯電話を使用します。</p>
14	<p>業務指示書 29 頁 7.(2) 4) 供与機材(車両)</p>	<p>・DoRA に供与される車両1台をプロジェクト中コンサルタントも利用できることだが、業務実施中例えばラマラと難民キャンプ等2手に分かれて行動する可能性が高いことに鑑み、追加でイスラエルナンバーの車両1台を借上げるという想定で見積りに含めてよいか。またテルアビブの空港とパレスチナ域内との間の移動費を、見積りに含めてよいか。</p>	<p>追加の車両については、必要に応じて見積りに含めて構いません。また、テルアビブの空港とパレスチナ域内間の移動費も含めてください。</p>
15	<p>その他</p>	<p>・一般管理費等計算にあたり適用する率は安全管理に鑑み 50%としてよいか。</p>	<p><b>治安状況に鑑み、一般管理費等率の基準(上限)を 10%加算します。</b></p>
16	<p>貸与資料(R/D) Annex 1. PDM 上位目標の指標入手手段 2. Baseline Survey and Endline</p>	<p>PDMの入手手段を見るとプロジェクトの開始時と終了時にキャンプ住民の満足度を問う調査を行うことになっていますが、業務指示書の6.業務の内容</p>	<p>ベースライン調査とエンドライン調査については、コンサルタントチームがプロジェクトの再委託契約として行うこととします。社会調査に関する再委託費用</p>

Survey	<p>にはこれに相当する業務が明示されていません。このうちベースライン調査は同 18 ページ (9) で指示されている「社会調査(紛争予防配慮調査)」に含まれるものなのでしょうか、それとも別途貴機構により実施されるものなのでしょうか。また、エンドライン調査は終了時評価調査時に別予算で行われるのでしょうか。</p> <p>満足度調査については介入前、介入後の比較だけでなく、対象キャンプと対象外キャンプを比較するという方法もあるため、対象外キャンプでも調査を行う場合は、上述の社会調査とは別物としてのベースライン調査を行う必要があると考えます(エンドライン調査も同様)。</p>	<p>として、すでに指定していた 210 万円×2 件を含めた合計 620 万円を本見積りに含めてください。内訳は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベースライン調査(アクバット・ジャバル難民キャンプ)50 万円</li> <li>・社会調査(ベースライン調査を含む)210 万円×2 件)</li> <li>・エンドライン調査 50 万円×3 件</li> </ul> <p>現時点で対象外キャンプでの調査は想定していませんが、提案は妨げません。</p>
--------	---	--

以上